

○電波法第七條第一項第二号及び第四号の審査に適用する受信設備の特性（昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後

陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局に關し、郵政大臣が電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七條第一項第二号及び第四号の審査に適用する受信設備の特性を次のように定める。

〔一〇七 略〕

八 削除

改正前

陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局に關し、郵政大臣が電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七條第一項第二号及び第四号の審査に適用する受信設備の特性を次のように定める。

〔一〇七 同上〕

八 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用してMCA陸上移動通信（一定の区域において二以上の無線局に共通に割り当てられた二以上の周波数の電波のうちからMCA制御局（使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であつて、二以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。）の指示する周波数の電波を使用して当該MCA制御局と陸上移動局又は指令局（MCA制御局の中継により陸上移動局と通信を行う基地局をいう。）との間で行われる単一通路の無線通信及びその無線通信の中継のためMCA制御局相互間で行われる無線通信並びにそれらの無線通信の制御のためMCA制御局が行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が（±）二・五kHz以内であるものの受信設備

項目	特性
感度	基準感度が二マイクロボルト
実効選択度	基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が二デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が七〇デシベル
	隣接チャネル選択度
	スプリアス・レスポンス
	基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から一一・五kHz離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が二デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六〇デシベル

相互変調特性	<p>基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六〇デシベル</p>
--------	--

<p>2 八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用し、送信装置の周波数偏移又は周波数偏位が(±)二・五kHzを超えるものの受信設備</p>	<p>特性 基準感度が二マイクログルト 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が七〇デシベル 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から二五kHz離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六五デシベル 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六五デシベル</p>
項目 実効選択度	<p>相互変調特性 隣接チャネル選択度 スプリアス・レスポンス</p>

〔九五十三 略〕
 十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

〔九五十三 同上〕
 十四 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局(放送中継用無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

〔表 略〕
 〔十五二十二 略〕

〔表 同上〕
 〔十五二十二 同上〕

二十三 高度MCA陸上移動通信（設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA陸上移動通信をいう。）を行う無線局及び高度MCA制御局（設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA制御局をいう。）の試験のための通信等を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性	陸上移動局
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動中継局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（最大送信電力が三八デシベルを超えるものにあつては、（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動中継局の欄において同じ。）、最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（二）九五・八デシベル、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
実効選別度	<p>1 最大送信電力が三八デシベルを超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベルで加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数の</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（二）五六デシベル及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p>
実効選別度	<p>1 最大送信電力が三八デシベルを超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベルで加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 2 最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数の</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（二）五六デシベル及び（±）一五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p>

隣接チャンネル選択度	
<p>2 最大送信電力が二四デシベ 上 プットがその最大値の九五%以 上</p>	<p>1 最大送信電力が三八デシベ ルを超えるもの 基準感度より六デシベル高い 希望波に対し希望波の周波数か ら(±)五MHz離れた周波数にお いて、帯域幅が五MHzの変調され た妨害波を(一)五デシベル で加えた場合において、スルー プットがその最大値の九五%以 上</p> <p>3 最大送信電力が二〇デシベ ルを超え二四デシベル以下のも の 基準感度より六デシベル高い 希望波に対し、希望波の周波数 から(±)一〇MHz離れた周波数 において、帯域幅が五MHzの変調 された妨害波を(一)三五デシ ベルで加えた場合において、ス ループットがその最大値の九 五%以上</p> <p>4 最大送信電力が二〇デシベ ル以下のもの 基準感度より一四デシベル高 い希望波に対し、希望波の周波 数から(±)一〇MHz離れた周波 数において、帯域幅が五MHzの変 調された妨害波を(一)二七デ シベルで加えた場合において、 スループットがその最大値の九 五%以上</p>
<p>基準感度より一四デシベル高 い希望波に対し、希望波の周 波数から(±)五MHz離れた周 波数において、基準感度より 四五・五デシベル高い帯域幅 が五MHzの変調された妨害波を 加えた場合において、スルー プットがその最大値の九五% 以上</p>	

<p>性特調変互相</p>	
<p>1 最大送信電力が三八デシベルを超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において、それぞれ</p>	<p>の 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベルで加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 4 最大送信電力が二〇デシベル以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベルで加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上 3 最大送信電力が二〇デシベルを超え二四デシベル以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベルで加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において(一)四六デシベルの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調され</p>	

た妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(一) 五二デシベルの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 | 最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において、それぞれ(一) 四七デシベルの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 | 最大送信電力が二〇デシベルを超え二四デシベル以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において、それぞれ

(一) 四四デシベルの変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 | 最大送信電力が二〇デシベル以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする)離れた周波数において、それぞれ

(一) 三六デシベルの変調のな い妨害波及び帯域幅が五MHzの 変調された妨害波を同時に加え た場合において、スループット がその最大値の九五%以上

附 則

この告示は公布の日から施行する。